

第7編 港湾編

第7編 港湾編

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 本編は、三重県が発注する港湾工事について適用する。なお、港湾局所管海岸工事については、本公共工事共通仕様書第3編海岸編によるものとする。
2. 本編に定めがない事項については第1編共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。

第2節 適用すべき共通仕様書

港湾工事に適用する**共通仕様書**は、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。ただし、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」第1編共通編第1章総則については適用せず、本公共工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則を適用するものとする。

なお、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」と本公共工事共通仕様書が整合しない事項については、**監督員と協議**するものとする。